

## 土地区画整理法第76条の許可申請について（提出不要）

**土地区画整理事業の施行の障害とならないように**、下記の点について確認をお願いします。

- 1 申請書及び承諾書には、日付が記入してありますか。
- 2 申請者名は、建築確認等の申請者名と同一ですか。  
仮換地（保留地）証明に所有者の記載がある場合、申請者と同一ですか。
- 3 事業の名称欄には、事業地区名を御記入ください。
- 4 従前地番（保留地の場合は底地番）、画地番号及び敷地面積は、仮換地証明（保留地の場合は保留地証明）に記載のものと同じですか。
- 5 土地区画整理法第76条の工作物には、**建築確認の対象とならない工作物も全て含まれます。**なお、令第70条規定物件の設置等とは、重量が5 tをこえる物件の設置又は堆積を指し、また、土地の形質の変更とは、土地の造成（30 cmを超える盛土・切土等）を指します。  
工作物とは主に基礎が付随してくるもので、雨水桝、汚水桝、CB積（フェンス含む）、境界ブロック、カーポート、看板等があります。
- 6 建築物の構造及び用途は、例えば、木造2階建て専用住宅のように記入してください。  
**また、工作物等の詳細もご記入ください。**
- 7 **配置図の敷地寸法は、仮換地図に記載のものと同じですか。**  
**小数点以下の桁数も仮換地図に合わせてください。**  
**また、複数の敷地にまたがって建築を行う場合は、それぞれの換地線と寸法を記入してください。**
- 8 配置図には、許可を受けようとする建築物・工作物をすべて記載してください。（既設の物が記載されている場合は、既設と明示してください。）
- 9 地域内の道路は、原則、施行者である区画整理組合が管理する「**建築基準法第42条第1項第4号道路**」ですが、随時、市・県等へ管理引継ぎしています。  
配置図記載の道路名称（上記道路又は、市・県道）や供給施設の状況について、事前に十分確認されますよう、御注意ください。
- 10 建築物の**立面図及び工作物の断面詳細図**に、敷地境界線、離隔寸法の記入漏れはありませんか。場合によっては構造計算書等をご教示願う場合がございます。  
**離隔寸法は壁面からではなく、軒先や玄関ポーチ等から、境界線への最小の寸法を記載してください。**   
離隔寸法は4方向以上の記載が必要です。  
また、離隔距離が明らかに大きな場合でも距離の記載をしてください。
- 11 土留め、フェンス等を施工する場合、安定、構造に問題はありませんか。**場合によっては構造計算書等をご教示願う場合がございます。**また、隣地はみ出し等のトラブルを避けるために、**境界から控えをとってありますか。**
- 12 工作物の断面詳細図には、各部の寸法だけでなく、敷地内外の地盤面の高さも記入してください。

（裏に続きます）

- 1 3 雨水枡を設置する場合は、枡の断面図に泥溜めが15cm以上確保してあることを図面に記載してください。 □
- 1 4 土地所有者と申請者が異なる場合、土地所有者の承諾書は添付してありますか。 □  
なお、土地が共有である場合は、共有者全員の承諾が必要です。
- 1 5 **仮換地証明書(保留地証明書)の写し、若しくは仮換地指定通知書や仮換地明細図等の従前地番や敷地寸法、面積等の確認できる資料をご教示ください。** □
- 1 6 申請書に記載されている建築面積・延床面積と添付図面の整合が取れているかの確認をおこないますので、添付書類にて確認がおこなえるよう、記載をお願いします。 □  
また、工作物がある場合は申請書に合計延長も記載してください。

(その他)

事前に施行者(組合)と十分内容を確認・協議されてから申請をされますよう、ご協力願います。

※ なお、その他不明な点につきましては、

〒501-3792 美濃市1350 美濃市役所建設部都市整備課区画整理係

TEL (0575) 33-1122 (内線232) までお問い合わせください。